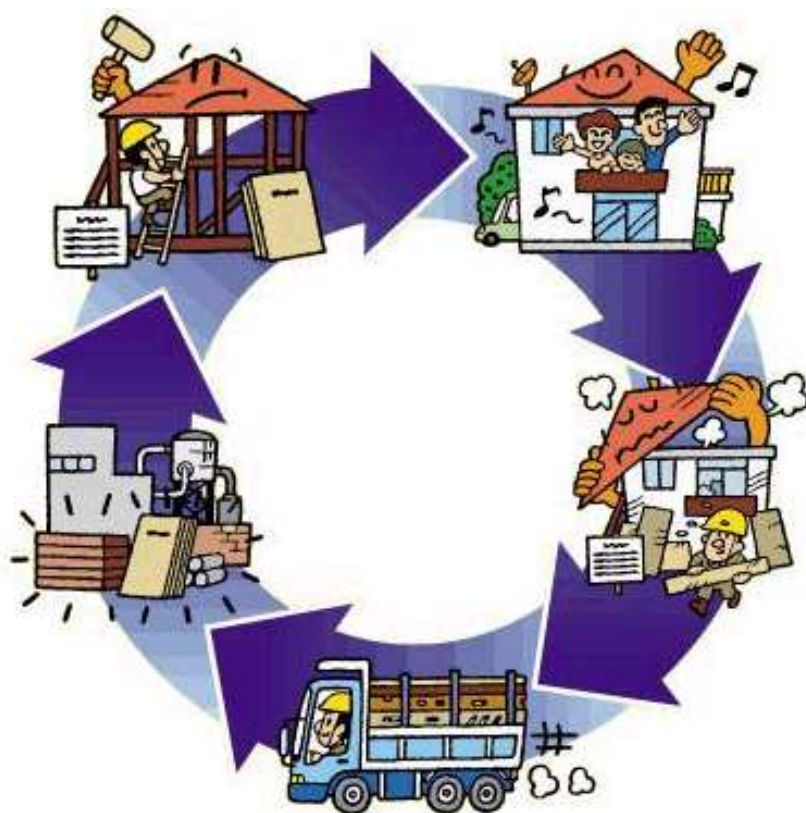


建設工事に係る分別解体等及び再資源化等の 届出の手引き

(建設リサイクル法に基づく対象建設工事の届出)



平成14年5月

(令和7年4月一部改訂)

広島県土木建築局

目 次

	ページ
1 概要	1
2 届出が必要な建設工事	1
3 届出のしくみと内容	2
（１）届出種類	2
（２）届出書等の綴り方	3
（３）届出等の手続きの流れ	3
（４）届出部数及び届出書の提出先等	5
4 変更届出	6
5 分別解体等の計画等（別表）における石綿等の記載	7
6 再資源化等報告書の提出	7
7 対象建設工事の届出に関する問い合わせ先	8
8 届出工事の取り止め等	9
9 届出書類記入上の留意事項	9
10 （参考）分別解体等に係る施工順序	9

◎届出様式記入例

【記入例（解体工事）様式第一号、別紙１】	10
【記入例（新築・増築・修繕・模様替）様式第一号、別紙２】	13
【記入例（土木工事等）様式第一号、別紙３】	15

◎添付図書等作成例及び見本

【作成例（設計図）】	17
【作成例（工事現場写真）】	18
【作成例（工事場所付近案内図）】	19
【作成例（工程の概要）】	20
【見本（建設業許可通知書の写し）】	21
【見本（解体工事業登録通知書の写し）】	22
【記入例（委任状）】	23

◎その他書類記入例

【記入例（説明書及び告知書）】	24
【記入例（法 13 条及び省令 7 条に基づく書面）】	26
【記入例（再資源化等報告書）】	30

◎届出様式等

【届出様式（様式第一号、別表 1～3）】	
【変更届出様式（様式第二号、別表 1～3）】	
【参考様式（その他）】	

建設工事に係る分別解体等及び再資源化等の届出の手引き

令和 7 年 4 月
広島県土木建築局

1 概 要

建設廃棄物の適正な処理を目的として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「法」という。）が平成 12 年 5 月に制定され、平成 14 年 5 月 30 日から、一定の要件に該当する建設工事を行う場合には、あらかじめ都道府県知事（又は建築主事を置く市町の長）への届出が必要です。

工事の実施にあたっては、正当な理由がある場合を除いて、分別解体等を実施し、再資源化を行う必要があります。

令和 6 年 4 月 1 日から、安芸高田市に関わる建設事務所の管轄が、西部建設事務所から北部建設事務所に変更されているため、届出書の宛先等に注意してください。

2 届出が必要な建設工事（対象建設工事）

法に基づき、事前に届出が必要となる建設工事（以下、「対象建設工事」といいます。）は、**（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する工事で、（イ）の工事規模の建設工事**です。

（ア）特定建設資材（1 品目以上）

- ・コンクリート
- ・コンクリート及び鉄から成る建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート版など）
- ・木材
- ・アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

対象建設工事の種類	規 模 の 基 準
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡ 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500㎡ 以上
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）※ ¹	請負代金の額※ ³ 1億円 以上
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）※ ²	請負代金の額※ ³ 500万円 以上

※¹ 建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

※² 建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

※³ 請負代金の額には消費税を含む。

※³ 自主施工者の場合は請負代金相当額

○対象建設工事では分別解体と再資源化が義務付けられています。

※分別解体とは、解体しつつ分別を行うことです。分別せずに建築物を一気に壊してしまうミンチ解体は違反となります。

※再資源化とは、建設廃棄物を資材又は原材料として利用することができる状態や、熱を得ることに利用することができる状態にすること等です。

○あらかじめ吹付け石綿等の使用の有無の調査が義務付けられています。

※石綿は、吹付け石綿だけでなく、スレートボード、吸音板、ビニル床タイルなどの成型板などやりシン、吹付けタイルなどの仕上塗材などの一部にも含まれていることがあります。

※石綿が使用されている場合は、届出書の別表（分別解体等の計画等）に記載するとともに、適切な飛散防止措置をとってください。

3 届出のしくみと内容

(1) 届出書類

工事発注者（対象建設工事の発注者又は自主施工者。以下同じ。）は、**次の書類全てを工事着手7日前まで**に、市町を経由し、広島県知事（建設事務所長）又は建築主事を置く市長（広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、廿日市市、及び三次市の一部※）に届出をする必要があります。届出書類の提出先（受付窓口）は、「(4) 届出部数及び届出書の提出先等」をご確認ください。

なお、**当初対象建設工事でなかった工事が、変更等により対象建設工事になった場合は、対象建設工事になることがわかった時点で、速やかに届出をする必要があります。**

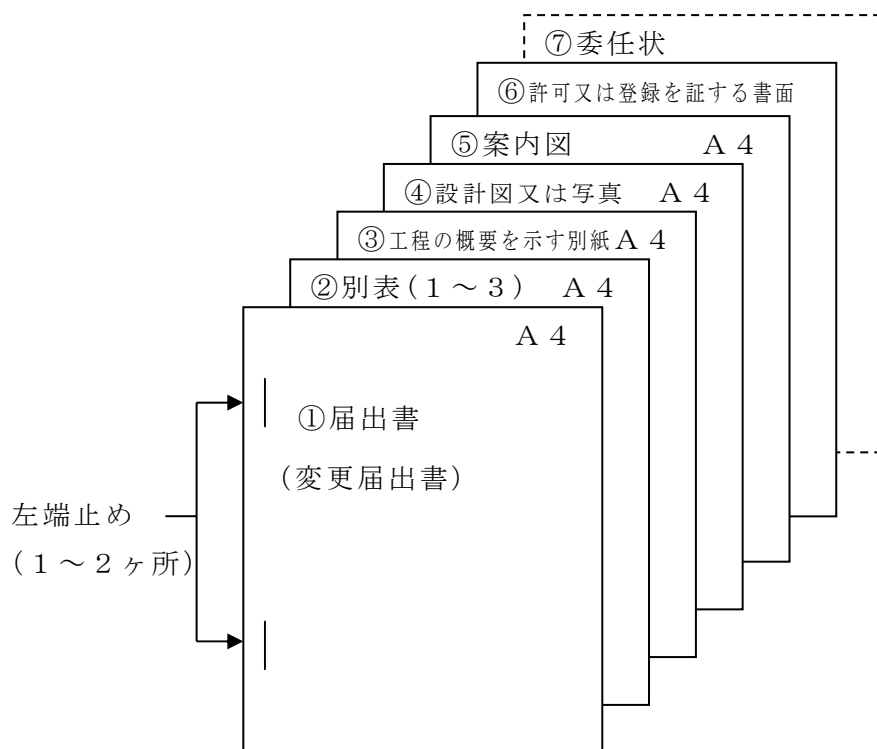
〔※ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第2号の一部及び第3号に掲げる建築物の解体工事を行う場合は、三次市への届出となります。〕

	提出書類	様 式 等	
1	届出書	① 様式第一号	
2	別表（分別解体等の計画等）	様式第一号の別表 1	建築物に係る解体工事
		② 様式第一号の別表 2	建築物に係る新築工事等（新築・増築工事、修繕・模様替等工事）
		様式第一号の別表 3	建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）
3	添付図書等	③ 工程の概要を示す別紙 届出書に工程の概要を記載することができないときに添付する。様式は任意とするが、作成例（A4版）を標準とする。	
		④ 設計図又は明瞭な写真	
		建築物の解体工事	平面図及び立面図又は全景写真
		建築物の新築・増築工事	平面図及び立面図
		建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	修繕及び模様替え部分を示せる平面図又は立面図又はその部分の写真
		建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	工事部分の入った平面図
		※ 各図面には縮尺が入っていることが望ましい。	
		※ 写真はカラー写真とし、1面以上をA4版の台紙に貼付するものとする。 また、写真のサイズは、サービスサイズ、キャビネ版、パノラマ版等とし、インスタント写真、デジタルカメラで撮った写真でも良い。	
		⑤ 工事場所付近案内図 方位、道路及び目標となる地物を明記した地図に、当該対象建設工事を施工する場所を朱書きで着色して明示したもの。様式は任意とするが、作成例（A4版）を標準とする。	
		⑥-1 対象建設工事の元請業者が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者である場合は、その事実を証する書面。	
⑥-2 対象建設工事の元請業者が法第21条第1項の登録を受けた者である場合は、法第23条第2項の規定による通知の写し、又は、その事実を証する書面。			
⑦ 工事発注者以外の方が届出する場合は、工事発注者の記名がされた委任状。様式は任意とするが、作成例（A4版）を標準とする。			

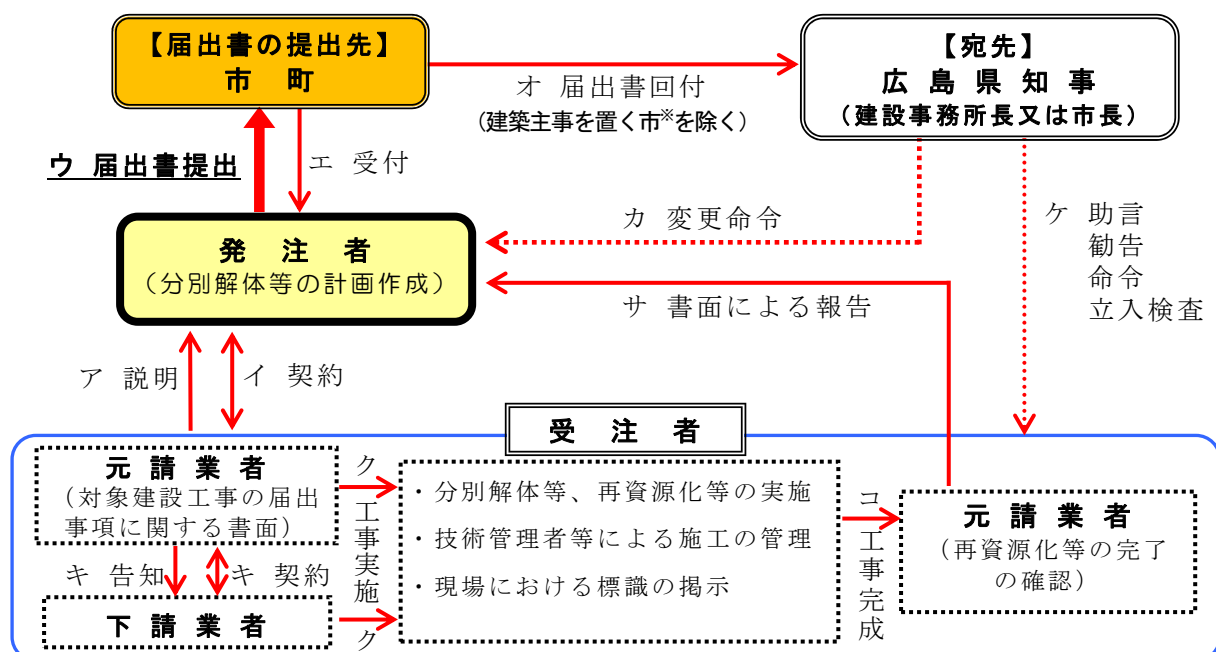
(2) 届出書等の綴り方

届出書等の綴り方は、①届出書（変更届出書）、②別表（1～3のうち該当するもの）、③工程の概要を示す別紙、④設計図（立面図）又は写真（外観写真）、⑤工事場所付近案内図、⑥元請業者の許可又は登録を証する書面、⑦委任状の順に綴り、左側1箇所又は2箇所が固定されていること。なお、両面複写であっても差し支えない。

例) 届出書（変更届出書）の綴り方



(3) 届出等の手続きの流れ



※建築主事を置く市：広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、廿日市市及び三次市の一部

届出等の手続きの流れ（前ページのフロー図に対応）

番号	事 項	内 容	参 考 (記入例)
ア	説明 (法第12条第1項に基づく書面)	元請業者から発注者への説明 (建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等)	P24 説明書
イ	契約 (法第13条及び省令第7条に基づく書面)	契約書面への解体工事等の明記 (分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用)	P26～P29 契約書に明記するもの
ウ	届出書提出	発注者は市町へ工事着手の7日前までに届出書を提出	P10～P23 届出書等
エ	受付	市町の窓口にて形式審査後、届出書（様式第一号）を複写し、受付印（市町名、年月日が刻印されたもの）を押し届出者に返却	
オ	届出書等の回付	市町は所管の建設事務所建築課へ郵送にて回付（広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、廿日市市、及び三次市の一部を除く）	
カ	変更命令	市町の受付から7日以内に限り、必要な措置を命令	
キ	告知及び契約	元請業者から下請業者に対して、契約前に届出事項等を告知	P25 告知書
ク	工事実施	分別解体工事、再資源化の実施 ・ 分別解体等、再資源化等の実施 ・ 技術管理者等による施工管理 ・ 現場における標識の掲示	
ケ	助言、勧告、命令、立入検査等	分別解体の実施及び再資源化の実施に関して必要な助言、勧告、命令、立入検査、報告の徴収	
コ	工事等完了	分別解体等、再資源化等の完了	
サ	書面による報告	元請業者から発注者への完了報告（再資源化等報告書による説明が望ましい）	P30 再資源化等報告書

注：キは、ア又はイと同時期でも差し支えない

(4) 届出部数及び届出書の提出先等

① 届出部数：1部

② 届出書の提出先（受付窓口）：**対象建設工事が施工される区域を管轄する市町の建設リサイクル担当課**

③ 届出の宛先（様式第一号又は様式第二号に記載する宛先）：

下表に示すように施工場所の市町により異なります。

また、届出書の提出先とも異なる場合があるので注意してください。

届 出 書 の 提 出 先 （ 受 付 窓 口 ）				様式第一号又は 様式第二号に 記載する宛先	
市 町（区）		担当課名	住 所		
竹原市		都市整備課	725・8666	竹原市中央五丁目 1・35	西部建設事務所長
大竹市		都市計画課	739・0692	大竹市小方一丁目 11・1	
江田島市		都市整備課	737・2297	江田島市大柿町大原 505	
府中町		建築課	735・8686	安芸郡府中町大通三丁目 5・1	
海田町		まちデザイン課	736・8601	安芸郡海田町南昭和町 14・17	
熊野町		都市整備課	731・4292	安芸郡熊野町中溝一丁目 1・1	
坂町		都市計画課	731・4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 1・1	
安芸太田町		建設課	731・3810	山県郡安芸太田町戸河内 784・1	
北広島町		建設課	731・1595	山県郡北広島町有田 1234	
大崎上島町		建設課	725・0231	豊田郡大崎上島町東野 6625・1	
府中市		都市デザイン課	726・8601	府中市府川町 315	東部建設事務所長
世羅町		建設課	722・1192	世羅郡世羅町大字西上原 123・1	
神石高原町		建設課	720・1522	神石郡神石高原町小島 1701	
三次市		都市建築課	728・8501	三次市十日市中二丁目 8・1	北部建設事務所長
庄原市		環境政策課	727・0003	庄原市是松町 20・25	
安芸高田市		管理課	731・0592	安芸高田市吉田町吉田 791	
広島市	中区	中区役所建築課	730・8587	広島市中区国泰寺町一丁目 4・21	広島市長
	東区	東区役所建築課	732・8510	広島市東区東蟹屋町 9・38	
	南区	南区役所建築課	734・8522	広島市南区皆実町一丁目 5・44	
	西区	西区役所建築課	733・8530	広島市西区福島町二丁目 2・1	
	安佐南区	安佐南区役所建築課	731・0193	広島市安佐南区古市一丁目 33・14	
	安佐北区	安佐北区役所建築課	731・0292	広島市安佐北区可部四丁目 13・13	
	安芸区	安芸区役所建築課	736・8501	広島市安芸区船越南三丁目 4・36	
	佐伯区	佐伯区役所建築課	731・5195	広島市佐伯区海老園二丁目 5・28	
呉市		建築指導課	737・8501	呉市中央四丁目 1・6	呉市長
三原市		建築指導課	723・8601	三原市港町三丁目 5・1	三原市長
尾道市		建築課	722・8501	尾道市久保一丁目 15・1	尾道市長
福山市		建築指導課	720・8501	福山市東桜町 3・5	福山市長
東広島市		建築指導課	739・8601	東広島市西条栄町 8・29	東広島市長
廿日市市		建築指導課	738・8501	廿日市市下平良一丁目 11・1	廿日市市長
三次市 ^{（注）}		都市建築課	728・8501	三次市十日市中二丁目 8・1	三次市長

注：三次市では、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第2号の一部（※）及び第3号に掲げる建築物の解体工事を行う場合は、届出の宛先が三次市長となります。

※建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物のうち、木造の建築物

（地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300㎡を超えるもの、高さが16mを超えるものを除く。）

4 変更届出

届出書の内容のうち、(1)の事項を変更しようとする場合には、届出書を提出した工事発注者は、**工事着手7日前まで**に、市町を経由し、広島県知事（建設事務所長）又は建築主事を置く市長（広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、廿日市市及び三次市の一部）へ変更届出書類を提出する必要があります。届出書の提出先（受付窓口）は、「(4)届出部数及び届出書の提出先等」をご確認ください。

なお、変更の届出は、対象建設工事の着手前に限って届出事項に変更がある場合、又は変更命令により変更届出が必要な場合に行うものであり、工事着手後に届出事項を変更する場合には、変更届出を行う必要はありません。

(1) 変更の届出が必要となる変更事項

- ① 使用する特定建設資材の種類（新築工事等の場合）
- ② 工事着手の時期及び工程の概要
- ③ 分別解体等の計画
- ④ 解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事の場合）
- ⑤ 届出者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ⑥ 工事の規模
- ⑦ 請負契約によるか自ら施工するかの別
- ⑧ 元請業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ⑨ 建設業法の許可をした行政庁の名称及び許可番号（建設業許可業者の場合）
- ⑩ 主任技術者又は監理技術者の氏名（建設業許可業者の場合）
- ⑪ 解体工事業の登録をした行政庁の名称及び許可番号（解体工事業登録業者の場合）
- ⑫ 技術管理者の氏名（解体工事業登録業者の場合）
- ⑬ 元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

(2) 変更届出書類

提出書類		様 式 等	
1	届出書	様式第二号	
2	別表（分別解体等の計画等）	様式第二号の別表1	建築物に係る解体工事
		様式第二号の別表2	建築物に係る新築工事等（新築・増築工事、修繕・模様替等工事）
		様式第二号の別表3	建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）
3	添付図書等	届出の場合と同様です。	

(3) 変更届出部数及び届出先等

届出の場合と同様です。

5 分別解体等の計画等（別表）における石綿等の記載

建築物等には、多種多様の有害物質等が使用されている可能性があり、特に吹付け石綿等の付着物その他石綿含有建材（成形板等）の有無については、元請業者の事前調査・事前措置が法により義務づけられています。**事前調査の結果や事前措置の状況については、届出の際に、別表 1～3「分別解体等の計画等」に記入して提出してください。**

事前調査の結果や事前措置の状況の把握については、適正な石綿処理の推進を図るために行うこととしておりますので、ご協力をお願いします。

なお、**石綿の除去等を行う際には、建設リサイクル法のほか、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則って、適正に処理してください。**

6 再資源化等報告書の提出

工事の**受注者（元請業者）**は、工事完了後に**発注者**へ再資源化等の実績について報告を行うとともにその記録を保存しておく必要があります。報告すべき事項は、次のとおりです。

- ① 再資源化等が完了した年月日
- ② 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ③ 再資源化等に要した費用

再資源化等の実績の報告については、可能な限り添付の「参考：再資源化等報告書様式」を用いて行うようにしてください。

また、受注者（元請業者）から再資源化等の報告を受けた発注者は、再資源化等に関する措置が適正に行われなかったと認めるときは、対象建設工事を施工した箇所を管轄する県の建設事務所長又は指定都市※の市長に対し、「申告書（参考様式）」により、その旨を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができます。措置要求の申告受付機関は次のとおりです。

※ 指定都市：広島市、呉市、福山市

対象建設工事を施工した箇所のある市町	申告受付機関
竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町	西部建設事務所 建築課
三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町	東部建設事務所 建築課
三次市、庄原市、安芸高田市	北部建設事務所 建築課
広島市	管轄区役所 建築課
福山市	福山市 建築指導課
呉市	呉市 建築指導課

7 対象建設工事の届出に関する問い合わせ先

問い合わせ先	所在地 電話番号	所管する区域
西部建設事務所 建築課	広島市南区比治山本町16-12 TEL 082-250-8158	竹原市、大竹市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町
東部建設事務所 建築課	福山市三吉町一丁目1-1 TEL 084-921-1311	府中市、世羅町、神石高原町
北部建設事務所 建築課	三次市十日市東四丁目6-1 TEL 0824-63-5181	三次市、庄原市、安芸高田市
広島市中区役所 建築課	広島市中区国泰寺町一丁目4-21 TEL 082-504-2579	広島市中区
広島市東区役所 建築課	広島市東区東蟹屋町9-38 TEL 082-568-7745	広島市東区
広島市南区役所 建築課	広島市南区皆実町一丁目5-44 TEL 082-250-8960	広島市南区
広島市西区役所 建築課	広島市西区福島町二丁目2-1 TEL 082-532-0950	広島市西区
広島市安佐南区役所 建築課	広島市安佐南区古市一丁目33-14 TEL 082-831-4952	広島市安佐南区
広島市安佐北区役所 建築課	広島市安佐北区可部四丁目13-13 TEL 082-819-3938	広島市安佐北区
広島市安芸区役所 建築課	広島市安芸区船越南三丁目4-36 TEL 082-821-4929	広島市安芸区
広島市佐伯区役所 建築課	広島市佐伯区海老園二丁目5-28 TEL 082-943-9745	広島市佐伯区
広島市 建築指導課	広島市中区国泰寺町一丁目6-34 TEL 082-504-2288	
呉市 建築指導課	呉市中央四丁目1-6 TEL 0823-25-3513	呉市
三原市 建築指導課	三原市港町三丁目5-1 TEL 0848-67-6122	三原市
尾道市 建築課	尾道市久保一丁目15-1 TEL 0848-38-9245	尾道市
福山市 建築指導課	福山市東桜町3-5 TEL 084-928-1167	福山市
東広島市 建築指導課	東広島市西条栄町8-29 TEL 082-420-0956	東広島市
廿日市市 建築指導課	廿日市市下平良一丁目11-1 TEL 0829-30-9191	廿日市市
三次市 都市建築課	三次市十日市中二丁目8-1 TEL 0824-62-6385	三次市
広島県土木建築局 技術企画課	広島市中区基町10-52 TEL 082-513-3853	
広島県土木建築局 建築課	広島市中区基町10-52 TEL 082-513-4183	

8 届出工事の取り止め等

届出書の提出後、当該対象建設工事を取り止める場合、発注者は「建設工事取止届（参考様式）」を提出してください。

また、届出書の提出後、対象建設工事でないことが判明した場合は、「届出対象外報告書（参考様式）」を提出してください。

9 届出書類記入上の留意事項

1. 記入は黒又は青色のペン又はボールペンで行い、楷書でていねいに記入してください。
なお、パーソナルコンピュータ等を使用し、日本語入力ソフトにより入力のうえプリントアウトしたものであっても差し支えありません。この場合、ポイント数が多少異なることや枚数が2枚になった場合においても、その内容が別記様式第一号又は別記様式第二号と同じであれば支障ありません。
2. 記載事項を訂正する場合は、訂正箇所を二本線で抹消し、訂正後の事項をはっきり記入してください。
3. 備考欄の事項をよく読んで記入してください。

10 （参考）分別解体等に係る施工順序

建築物及び建築物以外のもの（以下、工作物という。）に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければなりません。ただし、構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りではありません。

（１）建築物に係る解体工事の施工順序

- ① 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）を除く。）の取り外し。

ただし、内装材に木材が含まれる場合には、木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材（木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。）をあらかじめ取り外してから、木材を取り外さなければならない。

- ② 屋根ふき材の取り外し。
- ③ 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し。
- ④ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し。

（２）工作物の解体工事に係る施工順序

- ① さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し。
- ② 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し。
- ③ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し。

記入例

届 出 書

届出の当日の日付

令和〇年〇月〇日

建設事務所長
広島 市長 様

フリガナ

発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) **ヒロシマ タロウ 広島 太郎**(郵便番号**730**-xxxx) 電話番号**082**-000-0000住所 **広島県広島市〇〇区〇〇-〇〇**(転居予定先) (郵便番号**730**-xxxx) 電話番号**082**-△△△-△△△△住所 **広島県広島市△△区△△-△△**

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

① 工事の名称 **〇〇住宅解体工事**② 工事の場所 **広島県広島市〇〇区xx-xx**

③ 工事の種類及び規模

☒ 建築物に係る解体工事 用途 **専用住宅**、階数 **2**、工事対象床面積の合計 **100** m²☐ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途____、階数____、工事対象床面積の合計____ m²☐ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途____、階数____、請負代金____ 万円

☐ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金____ 万円④ 請負・自主施工の別 ☒ 請負 ☐ 自主施工

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ

① 氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) **(カフ)マルバツカイタイ カイタイ ジロウ (株)〇×解体 解体 次郎**(郵便番号**730**-xxxx) 電話番号**082**-000-0000② 住所 **広島県広島市xx区〇〇-〇〇 (現場事務所)広島県広島市xx区xx-xx**

③ 許可番号(登録番号)

☐ 建設業の場合建設業許可____ ☐ 大臣 ☐ 知事(____) 号(____工事業)

主任技術者(監理技術者)氏名____

☒ 解体工事業の場合解体工事業登録 **広島県** 知事 **(登-解〇〇)〇△×◇** 号技術管理者氏名 **解体 三郎**3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

令和〇年〇月〇日

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1

建築物に係る新築工事等については別表2

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3

により記載すること。

5. 工程の概要

(工事着手予定日) 令和〇年〇月〇日

別紙のとおり

(工事完了予定日) 令和〇年〇月〇日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

1 ☐ 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号_____

分別解体等の計画等

建築物の構造		☒ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <u>30</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☒ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 <u>1</u> m その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☒ 不十分 その他(隣地の使用必要)	隣地使用の承諾済、 道路使用許可済	
	搬出経路	障害物 ☐ 有() ☒ 無 前面道路の幅員 約 <u>4</u> m 通学路 ☒ 有 ☐ 無 その他(大型車通行不可)	交通整理員の常駐 2トントラックで搬出	
	残存物品	☒ 有(エアコン) ☐ 無	工事施工までに搬出する	
	特定建設資材への付着物	☐ 有() ☒ 無		
	他法令関係	☒ 有 特定建設資材への付着(☐ 有 ☒ 無) ☐ 無	石綿含有整形板有 関係法令の届出済 石綿作業主任者を選任済	
	その他	☐ 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) ☒ 無	原則手作業 併用の場合には理由を記載(工期短縮は不可)	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()		その他の取り壊し ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		☒ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()		
☒ 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し ☐ 可 ☒ 不可 不可の場合の理由(建築物の構造上、取り外しができないため)		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		40 トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み 25 トン	発生が見込まれる部分(注) ☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☒ ④ ☐ ⑤
		☐ アスファルト・コンク	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
		☒ 建設発生木材	10 トン	☒ ① ☒ ② ☒ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

特定建設資材廃棄物の量の見込み

記入例 ※鉄筋コンクリート造の場合

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		☐ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☒ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <u>30</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☒ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 <u>1</u> m その他(<u>〇〇駅前</u>)		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☒ 不十分 その他(<u>隣地の使用必要</u>)	隣地使用の承諾済、 道路使用許可済	
	搬出経路	障害物 ☐ 有() ☒ 無 前面道路の幅員 約 <u>4</u> m 通学路 ☒ 有 ☐ 無 その他(<u>大型車通行不可</u>)	交通整理員の常駐 搬出用に2トントラックを準備	
	残存物品	☒ 有 (<u>業務用エアコン</u>) ☐ 無	適正処理の実施 工事施工までに搬出する	
	特定建設資材への付着物	☐ 有 () ☒ 無		
	他法令関係	☒ 有 石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則) 特定建設資材への付着(☒ 有 ☐ 無) ☐ 無	吹付け石綿、石綿含有整形板有 関係法令の届出済 石綿作業主任者を選任済	
	フロン(フロン排出抑制法)	☒ 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) ☐ 無	フロン類回収済	
その他			原則手作業併用の場合には理由を記載(工期短縮は不可)	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()		その他の取り壊し ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		☐ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☒ その他(<u>上の工程における①→③→④の順序</u>) その他の場合の理由(<u>屋根ふき材が無いから</u>)		
☒ 内装材に木材が含まれる場合		☐ ①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し ☒ 可 ☐ 不可 不可の場合の理由()		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		1100 トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
		☒ コンクリート塊	950 トン	☐ ① ☐ ② ☒ ③ ☒ ④ ☐ ⑤
		☐ アスファルト・コンク	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
	☒ 建設発生木材	80 トン	☒ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤	
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備考				
特定建設資材廃棄物の量の見込み				

〇欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

記入例

届 出 書

届出の当日の日付

西部

建設事務所長

市長 様

該当を○で囲み、
不用を消すことカタカナで振り
仮名をつける

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

R3.4.1以降
押印不要

フリガナ

発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) **(カフ)マルバツジュウタク シンチク タロウ** **(株)○×住宅 新築 太郎**(郵便番号**725**-xxxx) 電話番号**0846**-000-0000住所 **広島県竹原市○○-○○**

(転居予定先) (郵便番号 -) 電話番号 - -

住所 _____

外国人である場合は氏
名はカタカナで記入す
ること

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます

個人の場合は、本人の
住所(転居する場合は
転居先を併記)とする
法人の場合は主たる営
業所の所在地とする

記

1. 工事の概要

① 工事の名称 **○○マンション新築工事**町名、大字・字名、丁名、地
番、筆に至るまで記載するこ
と(地番・筆は代表でよい)② 工事の場所 **広島県竹原市××-××**

③ 工事の種類及び規模

☐ 建築物に係る解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²☒ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 共同住宅、階数 13、工事対象床面積の合計 11,000 m²☐ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円

☐ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円④ 請負・自主施工の別: ☒ 請負 ☐ 自主施工該当の□にチェック
マークをすることカタカナで振り
仮名をつける

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ

① 氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) **(カフ)マルバツケンセツ ケンセツ ジロウ** **(株)○×建設 建設 次郎**(郵便番号**730**-xxxx) 電話番号**082**-000-0000② 住所 **広島県東広島市安芸津町○○○ (現場事務所)広島県竹原市××-××**

③ 許可番号(登録番号)

☒ 建設業の場合 該当の□にチェックマークをすること現場事務所が設置される場合は、現場事務所の
住所、郵便番号、電話番号を併記する建設業許可 **国土交通** ☒ 大臣 ☐ 知事 (**般** - ○) ○△◇× 号 (**建築** 工事業)主任技術者(監理技術者)氏名 **建築 二郎**☐ 解体工事業の場合

解体工事業登録 _____ 知事 _____ 号

技術管理者氏名 _____

建設業又は解体工事業の該当するほう
の□にチェックマークをすること
建設業の場合は、業種(土木工事業、
建築工事業、とび・土工工事業の別)、
大臣又は知事の許可の別、建設業許可
番号、主任技術者(監理技術者)氏名を
記入
解体工事業の場合は、登録をした解体
工事業の登録番号、技術監理者氏名を
記入3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

元請業者から、分別解体等の計画の
内容(法第10条第1項に掲げる事項
等)について、説明を受けた日を記入

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。

5. 工程の概要

(工事着手予定日) 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

別紙のとおり

(工事完了予定日) 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

1 ☐ 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号 _____

記入例 ※新築の場合

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		☒ コンクリート ☒ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☒ アスファルト・コンクリート ☒ 木材													
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()													
	周辺状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☒ 学校 ☐ 病院 ☒ その他(幼稚園) 敷地境界との最短距離 約 2 m その他(幹線道路(国道)沿い、交通量多い)													
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容												
	作業場所	作業場所 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他()	道路使用許可済												
	搬出経路	障害物 ☒ 有(未舗装) ☐ 無 前面道路の幅員 約 12m 通学路 ☒ 有 ☐ 無 その他()	敷鉄板設置により工事用道路を確保 交通整理員の常駐												
	特定建設資材への付着物 (修繕・模様替工事のみ)	☐ 有 () ☐ 無													
	他法令関係(修繕・模様替工事のみ)	☐ 有 特定建設資材への付着(☐ 有 ☐ 無) ☒ 無													
	フロン(フロン排出抑制法)	☐ 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) ☒ 無													
その他															
工程ごとの作業内容	工程		作業内容												
	①造成等		造成等の工事 ☐ 有 ☒ 無												
	②基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☒ 無												
	③上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☒ 無												
	④屋根		屋根の工事 ☐ 有 ☒ 無												
	⑤建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☒ 無												
	⑥その他(仮設)		その他の工事 ☒ 有 ☐ 無												
廃棄物発生見込み	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>量の見込み</th> <th>使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☒コンクリート塊</td> <td>20 トン</td> <td>☐① ☒② ☒③ ☒④ ☒⑤ ☐⑥</td> </tr> <tr> <td>☒アスファルト・コンクリート塊</td> <td>2 トン</td> <td>☒① ☐② ☐③ ☐④ ☐⑤ ☒⑥</td> </tr> <tr> <td>☒建設発生木材</td> <td>10 トン</td> <td>☐① ☐② ☐③ ☒④ ☐⑤ ☐⑥</td> </tr> </tbody> </table>	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)	☒ コンクリート塊	20 トン	☐ ① ☒ ② ☒ ③ ☒ ④ ☒ ⑤ ☐ ⑥	☒ アスファルト・コンクリート塊	2 トン	☒ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☒ ⑥	☒ 建設発生木材	10 トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☒ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)												
	☒ コンクリート塊	20 トン	☐ ① ☒ ② ☒ ③ ☒ ④ ☒ ⑤ ☐ ⑥												
	☒ アスファルト・コンクリート塊	2 トン	☒ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☒ ⑥												
☒ 建設発生木材	10 トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☒ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥													
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他															
備考															
特定建設資材廃棄物の量の見込み															

記入例

届 出 書

届出の当日の日付

令和〇年〇月〇日

R3.4.1以降
押印不要建設事務所長
福山 市長 様

フリガナ

該当を○で囲み、
不用を消すことカタカナで振り
仮名をつける発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) マルバツガス(カズ) セツチ タロウ
〇×ガス(株) 設置 太郎

(郵便番号720-xxxx) 電話番号0849-000-0000

住所 広島県福山市〇〇-〇〇

(転居予定先) (郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

外国人である場合は
氏名はカタカナで記入
すること

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出。

記

1. 工事の概要

① 工事の名称 ガス管設置工事町名、大字・字名、丁名、地
番、筆に至るまで記載するこ
と(地番・筆は代表でよい)② 工事の場所 広島県福山市××-××

③ 工事の種類及び規模

☐ 建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象床面積の合計____m²☐ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途____、階数____、工事対象床面積の合計____m²☐ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途____、階数____、請負代金____万円

☒ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 1,000 万円④ 請負・自主施工の別 ☒ 請負 ☐ 自主施工該当の□にチェック
マークをすることカタカナで振り
仮名をつける

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ

① 氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) (カズ)マルバツボク セツビ シロウ
(株)〇×土木 設備 次郎

(郵便番号729-xxxx) 電話番号0847-000-0000

② 住所 広島県福山市新市町〇〇〇 (現場事務所) 広島県福山市××-××

③ 許可番号(登録番号)

☒ 建設業の場合 該当の□にチェックマークをすること現場事務所が設置される場合は、現場事務所の
住所、郵便番号、電話番号を併記する建設業許可 広島県 ☒ 大臣 ☒ 知事(般 - 〇) 〇△◇× 号 (土木 工事業)主任技術者(監理技術者)氏名 土木 一郎☐ 解体工事業の場合

解体工事業登録____知事____号

技術管理者氏名____

建設業又は解体工事業の該当する
ほうの□にチェックマークをすること
建設業の場合は、業種(土木工事業、
建築工事業、とび・土工工事業の別)、
大臣又は知事の許可の別、建設業許
可番号、主任技術者(監理技術者)氏
名を記入
解体工事業の場合は、登録をした解
体工事業の登録番号、技術監理者氏
名を記入3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

令和〇年〇月〇日

元請業者から、分別解体等の計画の
内容(法第10条第1項に掲げる事項
等)について説明を受けた日を記入

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1

建築物に係る新築工事等については別表2

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。

5. 工程の概要

(工事着手予定日) 令和〇年〇月〇日

別紙のとおり

(工事完了予定日) 令和〇年〇月〇日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

1 ☐ 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号_____

記入例 ※建築物以外の場合

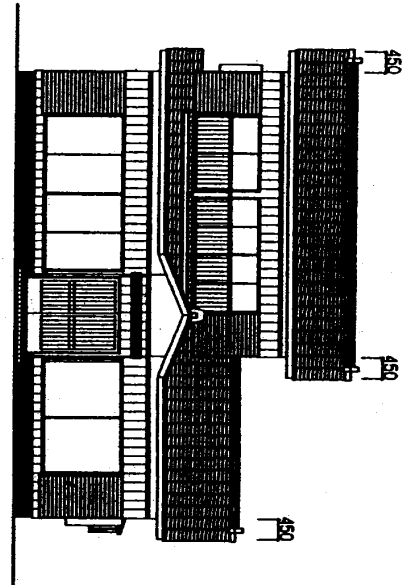
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

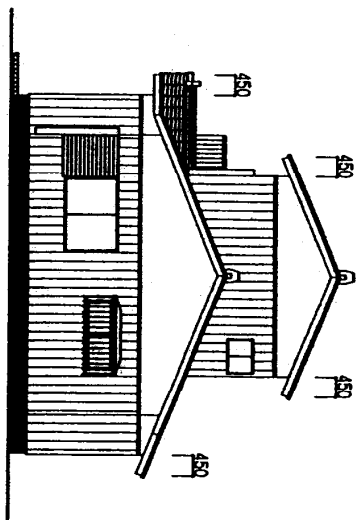
工作物の構造 (解体工事のみ)		☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他()	
工事の種類		☒ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☒ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他()	
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		☒ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☒ アスファルト・コンクリート ☐ 木材	
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 年 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☒ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 3 m その他(幹線道路(県道)上での工事、交通量多い)	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所		作業場所 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他(現道上における工事)
	搬出経路		障害物 ☐ 有() ☒ 無 前面道路の幅員 約 12 m 通学路 ☒ 有 ☐ 無 その他(現道上のため支障なし)
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)		☐ 有 () ☐ 無
	他法令関係 (解体・維持・修繕工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	☐ 有 特定建設資材への付着(☐ 有 ☐ 無) ☐ 無
	その他		なし 沿道住民に工事内容を周知
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑥その他	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み 使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
		☒ コンクリート塊	10 トン ☐ ① ☒ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☒ アスファルト・コンクリート塊	230 トン ☐ ① ☒ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ 建設発生木材	トン ☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考		特定建設資材廃棄物の量の見込み	

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

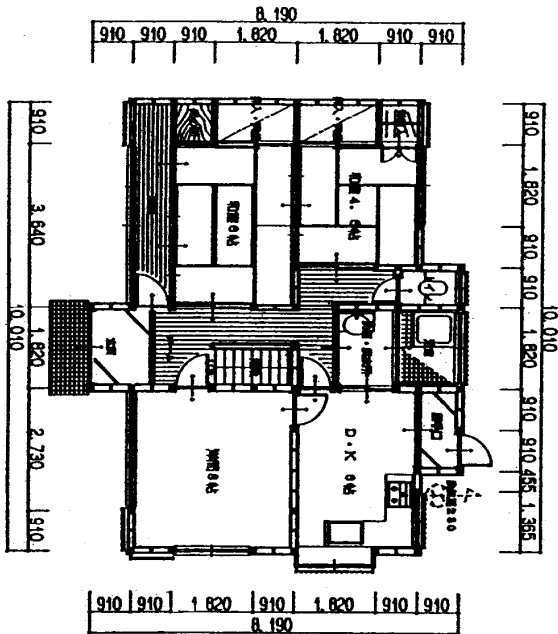
設計図作成例



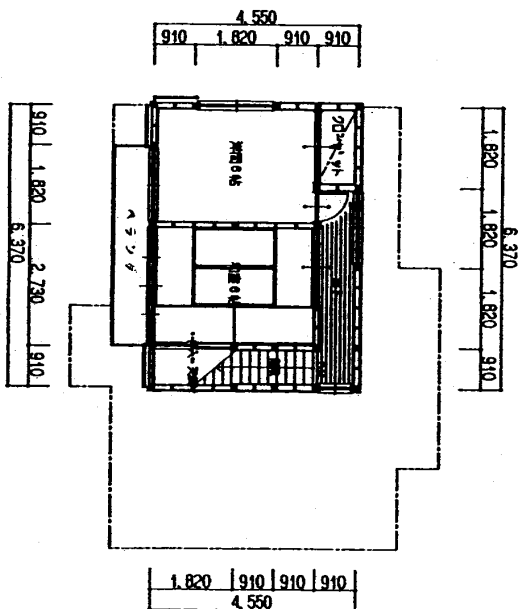
南側立面図 S=1/100



東側立面図 S=1/100



1階平面詳細図 S=1/100

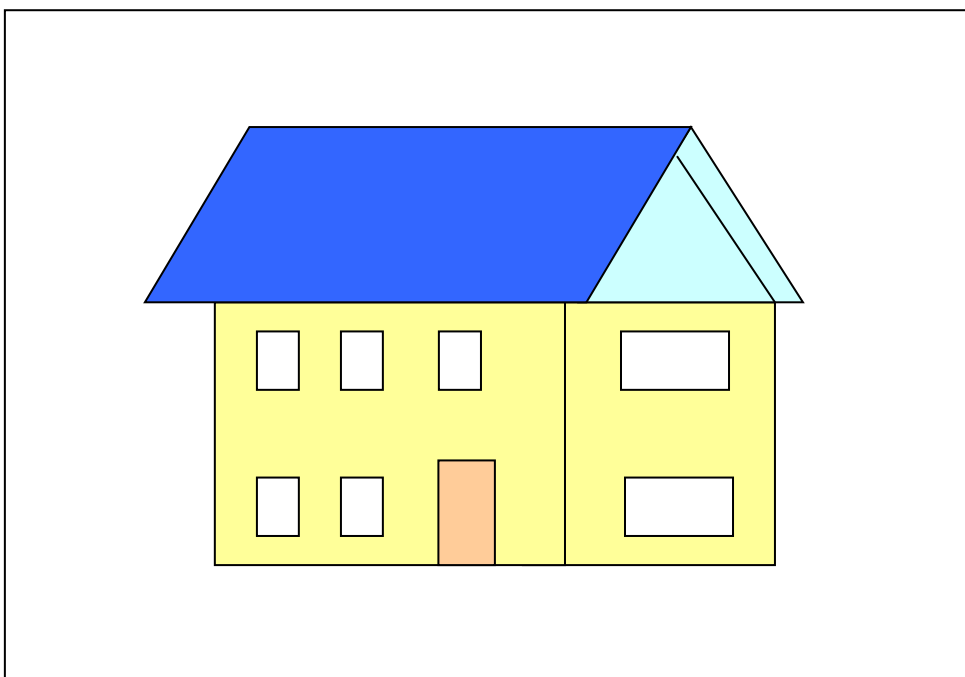


2階平面詳細図 S=1/100

1階床面積	60.80 ㎡	21.00 ㎡
2階床面積	26.90 ㎡	6.78 ㎡
延べ床面積	80.84 ㎡	20.78 ㎡
敷地面積	80.56 ㎡	11.00 ㎡

作成例

工事現場写真



写真は1面以上をA4サイズの台紙に貼付するものとし、写真のサイズは、サービスサイズ、キャビネ版、パノラマ版等とする。また、カラー写真とし、インスタント写真、デジタルカメラで撮った写真でも良い。

作成例

工事場所付近案内図



工程の概要の作成例（建築物解体工事の場合）

工 程 の 概 要

作 業 内 容	4月1日 (木)	4月2日 (金)	4月3日 (土)	4月5日 (月)	4月6日 (火)	4月7日 (水)	4月8日 (木)
① 足場・養生シート等の設置							
② 重機の搬入							
③ 障害物の除去							
④ 建具、畳等の撤去							
⑤ 石膏ボードの手壊し							
⑥ 手作業による瓦降し							
⑦ 機械併用の上屋解体							
⑧ 木材等の積込、搬出							
⑨ 非飛散性アスベストの積込・搬出							
⑩ 基礎、土間の解体							
⑪ コン塊の積込、搬出							
⑫ 養生シート等の撤去							
⑬ 整地・完了							

建設業許可を証する 書面の 見 本

令和〇年〇月〇日

株式会社 ○×建設

○ × 太 郎 様

広島県知事 湯 崎 英 彦

〒730-8511 広島市中区基町 10-52
建設産業課

広島県
知 事

一般建設業の許可について（通知）

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号	広島県知事 許可（般一〇）第〇〇〇〇〇〇号
許可の有効期間	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
建設業の種類	建築工事業

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；令和〇年〇月〇日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日）

様式第4号（第3条関係）

解体工事業登録の 通知の見本

令和○年○月○日

株式会社 ○×解体

解 体 次 郎 様

広島県知事 湯 崎 英 彦

〒730-8511 広島市中区基町 10-52
建 設 産 業 課

広島県
知 事

解体工事業の登録について（通知）

令和○年○月○日付けで申請のあった解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定により、次のとおり登録しました。

- 1 登録番号 広島県知事（登一解○○）第○○○○号
- 2 登録の有効期限 令和○年○月○日から令和○年○月○日まで
- 3 登録の更新申請を行う場合の期限；令和○年○月○日
（広島県の休日を定める条例第1条第1項の県の休日に該当する場合は、直前の開庁日）

記入例

委任状

私は都合により **建設 次郎** を受任者と定め、次の建築物等の工事について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条に基づく届出その他の手続きを委任します。

1. 工事の名称 〇〇住宅解体工事

2. 工事の場所 広島県広島市〇〇区〇X-〇X

3. 受任者の住所 広島県広島市××区〇×-〇〇

受任者氏名 建設 次郎

連絡先

☒ 自宅・勤務先・携帯 電話番号 082-×××-×××

(該当するものを○で囲む)

会社名 (勤務先の場合)

所属等 (勤務先の場合)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

委任者住所 広島県広島市〇〇区〇〇-〇〇

委任者氏名 広島 太郎

説 明 書

記入例

令和〇年〇月〇日

(発注者)

広島 太郎 様

説明する日の日付

(法人にあつては商号又は
名称及び代表者の氏名)

住所 広島県東広島市安芸津町 0000

氏名 (株)〇×建設 建設 次郎

(郵便番号 729-xxxx) 電話番号 0846-00-0000

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、
対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

①届出書(様式第一号に必要事項を記載したもの)

②別表(別表 1~3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

該当事項の口に✓マーク

☒別表 1 (建築物に係る解体工事)

☐別表 2 (建築物に係る新築工事等(新築・増築工事, 修繕・模様替等工事))

☐別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))

③その他の別添資料(添付する場合)

☒工程表

☒設計図又は写真

☒案内図

☒建設業許可(事実を証するもの)

☐解体工事業登録(通知の写し又は事実を証するもの)

該当事項の口に✓マーク

告 知 書

記入例

令和〇年〇月〇日

(下請負人)

解体 一 郎 様

(法人にあつては商号又は
名称及び代表者の氏名)

住所 広島県東広島市安芸津町 0000

氏名 (株)〇×建設 建設 太郎

(郵便番号 729-xxxx) 電話番号 0846-00-0000

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 3 項の規定により、
対象建設工事の届出に係る事項について告知します。

記

1. 添付資料

①届出書(様式第一号に必要事項を記載したもの)

②別表(別表 1~3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

該当事項の□に✓マーク

✓別表 1(建築物に係る解体工事)

□別表 2(建築物に係る新築工事等(新築・増築工事, 修繕・模様替等工事))

□別表 3(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))

③その他の別添資料(添付する場合)

✓工程表

✓設計図又は写真

✓案内図

✓建設業許可(事実を証するもの)

□解体工事業登録(通知の写し又は事実を証するもの)

該当事項の□に✓マーク

[注] 本様式は、元請負人が下請負人に対して告知することにあたり、書面で行う場合
の標準様式を参考として示すものである。

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

記入例

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

該当事項の□に✓マーク
届出書の写し等でも良い

工程 ごとの 作業 内容及び 解体等 の方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ✓有 □無	✓手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ✓有 □無	✓手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ✓有 □無	□手作業 ✓手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ✓有 □無	□手作業 ✓手作業・機械作業の併用
	⑤その他(コンクリート塀)	その他の取り壊し ✓有 □無	□手作業 ✓手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

¥1, 100, 000円(税込)

(受注者の見積金額)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

¥200, 000円(税込)

(受注者の見積金額)

[illegible]

- 27 -

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

記入例

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体等の方法	①造成等	造成等の工事 ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他(仮設)	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

なし

書ききれなければ
別紙としても良い

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	(株)〇〇再資源化施設	広島県〇〇市△△町××2000番地
建設発生木材	(株)〇〇再資源化施設	広島県〇〇市△△町××4000番地

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

¥250,000円(税込)

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

記入例

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合)

1. 分別解体等の方法

該当事項の□に✓マーク
届出書の写し等でも良い

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体等の方法	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	✓土工 □有 □無	✓手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	✓基礎工事 □有 □無	✓手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	✓本体付属品の工事 □有 □無	✓手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他✓の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
		✓	

2. 解体工事に要する費用

なし

(注)解体工事の場合のみ記載する。

書ききれなければ
別紙としても良い

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	(株)〇〇再資源化施設	広島県〇〇市△△町××2000番地
アスファルト・コンクリート塊	〇〇舗装(株)	広島県〇〇市△△町××3000番地

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 ¥500,000円(税込) (受注者の見積金額)

記入例

再資源化等報告書

報告の当日の日付

令和 〇年 〇月 〇日

広島 太郎 様

フリガナ

カタカナで振り仮名をつける

ケンセツ ジロウ

個人の場合は本人の住所(転居する場合は先を併記)とする
法人の場合は主たる営業所の所在地とする

氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 株式会社 建設 二郎

(郵便番号 730-0001) 電話番号 082-530-0000

住所 広島市中区基町〇〇-〇〇

外国人である場合は氏名はカタカナで記入すること

R3.4.1以降
押印不要

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 受付番号

〇〇〇〇届××××

各建設事務所へ報告する場合
記入すること

2. 再資源化等が完了した年月日

令和 〇年 〇月 ×日

全ての再資源化等が完了した
年月日

3. 再資源化等に要した費用

120万円(税込み)

4. 工事の概要

①工事の名称 〇〇住宅解体工事

②工事の場所 広島県〇〇市△△町××1234番地

③請負・自主施工の別: ☒ 請負 ☐ 自主施工

町名、大字、字名、丁名、地番、筆に至るまで記載すること
(地番・筆は代表でよい)

5. 再資源化等をした施設の名称及び所在地等

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	株式会社再資源化施設	広島県〇〇市△△町××2000番地
アスファルト・コンクリート塊	〇〇舗装株式会社	広島県〇〇市△△町××3000番地
建設発生木材	株式会社再資源化施設	広島県〇〇市△△町××4000番地

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

☐ 様式1 再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)

☐ 様式2 再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

届 出 様 式 等

届 出 書

建設事務所長
市区町村長 様

令和 年 月 日

フリガナ
発注者又は自主施工者の氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) _____
(郵便番号 ー) 電話番号 ー ー

住所 _____
(転居予定先) (郵便番号 ー) 電話番号 ー ー

住所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

① 工事の名称 _____

② 工事の場所 _____

③ 工事の種類及び規模

☐ 建築物に係る解体工事

用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m2

☐ 建築物に係る新築又は増築の工事

用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m2

☐ 建築物に係る新築工事等であつて新築又は増築の工事に該当しないもの

用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円

☐ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

請負代金 _____ 万円

④ 請負・自主施工の別: ☐ 請負 ☐ 自主施工

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ

① 氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) _____
(郵便番号 ー) 電話番号 ー ー

② 住所 _____

③ 許可番号(登録番号)

☐ 建設業の場合

建設業許可 _____ ☐ 大臣 ☐ 知事 (ー) _____ 号 (_____ 工事業)

主任技術者(監理技術者)氏名 _____

☐ 解体工事業の場合

解体工事業登録 _____ 知事 _____ 号

技術管理者氏名 _____

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

令和 年 月 日

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1

建築物に係る新築工事等については別表2

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3

により記載すること。

5. 工程の概要

(工事着手予定日) 令和 年 月 日

(工事完了予定日) 令和 年 月 日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

1 ☐ 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号 _____

分別解体等の計画等

建築物の構造		☐ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 年、棟数 棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 m その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所		作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他()	
	搬出経路		障害物 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他()	
	残存物品		☐ 有() ☐ 無	
	特定建設資材への付着物		☐ 有() ☐ 無	
	他法令関係	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則) ☐ 有 特定建設資材への付着(☐ 有 ☐ 無) ☐ 無		
		フロン(フロン排出抑制法) ☐ 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) ☐ 無		
その他				
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()		その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		☐ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()		
□内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し ☐ 可 ☐ 不可 不可の場合の理由()		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
		□コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
		□アスファルト・コンク	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
		□建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()			
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()			
建築物に関する調査及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容		
	作業場所		作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他()		
	搬出経路		障害物 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他()		
	特定建設資材への付着物 (修繕・模様替工事のみ)		☐ 有 () ☐ 無		
	他法令関係(修繕・模様替工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	☐ 有 特定建設資材への付着(☐ 有 ☐ 無) ☐ 無		
		フロン(フロン排出抑制法)	☐ 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) ☐ 無		
	その他				
工程ごとの作業内容	工程		作業内容		
	①造成等		造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無		
	②基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無		
	③上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無		
	④屋根		屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無		
	⑤建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無		
	⑥その他()		その他の工事 ☐ 有 ☐ 無		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分		種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
			☐ コンクリート塊		☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
			☐ アスファルト・コンクリート塊		☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
			☐ 建設発生木材		☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
				トン	
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他					
備考					

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		□鉄筋コンクリート造 □その他()			
工事の種類		□新築工事 □維持・修繕工事 □解体工事 □電気 □水道 □ガス □下水道 □鉄道 □電話 □その他()			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材			
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 年 その他()			
	周辺状況	周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 □その他() 敷地境界との最短距離 約 m その他()			
工作物に関する調査及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容		
	作業場所		作業場所 □十分 □不十分 その他()		
	搬出経路		障害物 □有() □無 前面道路の幅員 約 m 通学路 □有 □無 その他()		
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)		□有() □無		
	他法令関係 (解体・維持・修繕工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	□有 特定建設資材への付着(□有 □無) □無		
	その他				
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設		仮設工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	②土工		土工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	③基礎		基礎工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造		本体構造の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品		本体付属品の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 ()		その他の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他() その他の場合の理由()			
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		トン			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)		種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
			□コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
			□アスファルト・コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
			□建設発生木材	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
	(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考					

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

変 更 届 出 書

変更
箇所

建設事務所長
市区町村長 様

令和 年 月 日

- ☐ フリガナ
発注者又は自主施工者の氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) _____
(郵便番号 ー ー)電話番号 ー ー
- ☐ 住所 _____
(転居予定先) (郵便番号 ー ー)電話番号 ー ー
- ☐ 住所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第2項の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。

記

1. 工事の概要
- ☐ ①工事の名称 _____
- ☐ ②工事の場所 _____
- ☐ ③工事の種類及び規模
- ☐ 建築物に係る解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²
- ☐ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²
- ☐ 建築物に係る新築工事等であつて新築又は増築の工事に該当しないもの
用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円
- ☐ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円
- ☐ ④請負・自主施工の別: ☐ 請負 ☐ 自主施工
2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)
- ☐ フリガナ
①氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) _____
(郵便番号 ー ー)電話番号 ー ー
- ☐ ②住所 _____
- ☐ ③許可番号(登録番号)
- ☐ 建設業の場合
建設業許可 _____ ☐ 大臣 ☐ 知事(ー) _____ 号 (_____ 工事業)
主任技術者(監理技術者)氏名 _____
- ☐ 解体工事業の場合
解体工事業登録 _____ 知事 _____ 号
技術管理者氏名 _____
- ☐ 3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)
令和 年 月 日
- ☐ 4. 分別解体等の計画等
- ☐ 建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。
- ☐ 5. 工程の概要
- (工事着手予定日) 令和 年 月 日
(工事完了予定日) 令和 年 月 日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

- 1 ☐ 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。
- 2 届出書に添付した対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真に変更がある場合には、新たな設計図又は写真を添付すること。

※受付番号 _____

分別解体等の計画等

変更箇所	建築物の構造		☐ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他()		
	☐	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()		
☐	建築物に関する調査の結果	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()		
☐	建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
☐		作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他()		
☐		搬出経路	障害物 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他()		
☐		残存物品	☐ 有 () ☐ 無		
☐		特定建設資材への付着物	☐ 有 () ☐ 無		
☐		他法令関係	☐ 有 特定建設資材への付着(☐ 有 ☐ 無 ☐ 無		
☐		石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則) フロン(フロン排出抑制法)	☐ 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) ☐ 無		
☐	その他				
☐	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	
☐		①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
☐		②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
☐		③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
☐		④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
☐	⑤その他()	その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用		
☐	工事の工程の順序		☐ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()		
☐	☐ 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し ☐ 可 ☐ 不可 不可の場合の理由()		
☐	建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン		
☐	廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
☐			☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
☐			☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
☐			☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
☐	(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
☐	備考				

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

変更箇所	使用する特定建設資材の種類		☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材		
☐	建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()		
☐		周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()		
☐	建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
☐		作業場所		作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他()	
☐		搬出経路		障害物 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他()	
☐		特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)		☐ 有 () ☐ 無	
☐		他法令関係(修繕・模様替工事のみ)	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	☐ 有 特定建設資材への付着(☐ 有 ☐ 無) ☐ 無	
☐			フロン(フロン排出抑制法)	☐ 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) ☐ 無	
☐	その他				
☐	工程ごとの作業内容	工程		作業内容	
☐		①造成等		造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	
☐		②基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無	
☐		③上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無	
☐		④屋根		屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無	
☐		⑤建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無	
☐	⑥その他()		その他の工事 ☐ 有 ☐ 無		
☐	廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
☐			☐ コンクリート塊		☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
☐			☐ アスファルト・コンクリート塊		☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
☐			☐ 建設発生木材		☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
☐	(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
☐	備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等

変更箇所		分別解体等の計画等							
	☐	工作物の構造 (解体工事のみ)		☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他()					
	☐	工事の種類		☐ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他()					
	☐	使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材					
	☐	工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数_____年 その他()					
	周辺状況		周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約_____m その他()						
☐	工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果			工事着手前に実施する措置の内容			
☐		作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他()						
☐		搬出経路	障害物 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他()						
☐		特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	☐ 有 () ☐ 無						
☐		他法令関係(解体・維持・修繕工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	☐ 有 特定建設資材への付着(☐ 有 ☐ 無 ☐ 無					
☐		その他							
☐	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容			分別解体等の方法 (解体工事のみ)			
☐		①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無			☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用			
☐		②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無			☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用			
☐		③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無			☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用			
☐		④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無			☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用			
☐		⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無			☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用			
☐		⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無			☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用			
☐	工事の工程の順序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()						
☐	工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		トン						
☐	廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み		使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)			
☐			☐ コンクリート塊	トン		☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥			
☐			☐ アスファルト・コンクリート塊	トン		☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥			
☐			☐ 建設発生木材	トン		☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥			
☐	(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他								
☐	備考								

□欄には、該当箇所「レ」を付すこと。

工事現場写真

写 真

写真は1面以上をA4サイズの台紙に貼付するものとし、写真のサイズは、サービスサイズ、キャビネ版、パノラマ版等とする。また、カラー写真とし、インスタント写真、デジタルカメラで撮った写真でも良い。

工事場所付近案内図



方位、道路及び目標となる地物を明記した地図に、当該対象建設工事を施工する場所を朱書きで着色して明示する。

委 任 状

私は都合により _____ を受任者と定め、次の建築物等の工事について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条に基づく届出その他の手続きを委任します。

1. 工 事 の 名 称 _____

2. 工 事 の 場 所 _____

3. 受任者の住所 _____

受 任 者 氏 名 _____

連 絡 先

○自宅・勤務先・携帯 電話番号 _____

(該当するものを○で囲む)

会 社 名 (勤務先の場合) _____

所 属 等 (勤務先の場合) _____

令和 年 月 日

委任者住所 _____

委任者氏名 _____

説 明 書

令和 年 月 日

(発注者)

様

住所

氏名

(郵便番号 —) 電話番号 — —

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、
対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

①届出書（様式第一号に必要事項を記載したもの）

②別表（別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの）

☐別表 1（建築物に係る解体工事）

☐別表 2（建築物に係る新築工事等（新築・増築工事・修繕・模様替等工事））

☐別表 3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

③その他の別添資料（添付する場合）

☐工程表

☐設計図又は写真

☐案内図

☐建設業許可（事実を証するもの）

☐解体工事業登録（通知の写し又は事実を証するもの）

告 知 書

令和 年 月 日

(下請負人)

様

住所

氏名

(郵便番号 —) 電話番号 — —

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 3 項の規定により、
対象建設工事の届出に係る事項について告知します。

記

1. 添付資料

①届出書（様式第一号に必要事項を記載したもの）

②別表（別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの）

☐別表 1（建築物に係る解体工事）

☐別表 2（建築物に係る新築工事等（新築・増築工事・修繕・模様替等工事））

☐別表 3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

③その他の添付資料（添付する場合）

☐工程表

☐設計図又は写真

☐案内図

☐建設業許可（事実を証するもの）

☐解体工事業登録（通知の写し又は事実を証するもの）

〔注〕 本様式は元請負人が下請負人に対して告知することにあたり、書面で行う場合の
標準様式を参考として示すものである。

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 等 の 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他()	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 _____ 円(税込)
(受注者の見積金額)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円(税込)
(受注者の見積金額)

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体等の方法	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円(税込)
(受注者の見積金額)

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

1. 分別解体等の方法

工程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 等 の 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 _____ 円(税込)
(受注者の見積金額)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円(税込)
(受注者の見積金額)

別 紙

再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

再 資 源 化 等 報 告 書

令和 年 月 日

様

フリガナ

氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) _____

(郵便番号)電話番号 - -

住所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 受付番号 _____

2. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日

3. 再資源化等に要した費用 万円(税込み)

4. 工事の概要

①工事の名称 _____

②工事の場所 _____

③請負・自主施工の別: ☐ 請負 ☐ 自主施工

5. 再資源化等をした施設の名称及び所在地等

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(参考資料を添付する場合の添付資料)※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

☐ 様式1 再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)

☐ 様式2 再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

様式1 再生資源利用実施書

様式2 再生資源利用促進実施書

※ 国土交通省ホームページを参照

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)

申 告 書

令和 年 月 日

様

届 出 者 フリガナ 氏 名 : _____

電話番号 : _____

住 所 : _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 2 項の規定により、対象建設工事の再資源化等が適正に行われなかったと認める旨を下記のとおり申告しますので、適当な措置をとるべきことを求めます。

記

- 1. 届 出 日 令和 年 月 日
- 2. 受 付 番 号 _____
- 3. 工事の名称 _____
- 4. 工事の場所 _____
- 5. 再資源化等が適正に行われなかったと認める理由

※受付番号 : _____

建設工事取止届

令和 年 月 日

様

届出者 氏名: フリガナ

電話番号: - -

住所:

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項の規定により届け出をした工事を取り止めます。

1. 受理日 令和 年 月 日

2. 受付番号

3. 工事の名称

4. 工事の場所

※受付番号:

届出対象外報告書

令和 年 月 日

様

届出者 氏名: フリガナ _____

電話番号: _____

住所: _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項の規定による届け出をしましたが、対象建設工事にならなくなりましたので下記のとおり報告します。

記

- 届出受理日 令和 年 月 日
- 受付番号 _____
- 工事の名称 _____
- 工事の場所 _____
- 対象建設工事にならなかった理由

※受付番号: _____